

令和2年度 公文書開示状況（11月決定分） 生活文化局

月 整理 番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開 示	一 部 開 示	非 開 示	不 存 在	否 応 答 拒	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号			
1	R2. 9. 7	R2. 11. 6	平成24年〇月〇日付公益認定申請書（一般社団法人〇〇） 公益認定審査に係る文書 平成24年〇月〇日付決定24生都管第〇〇号起案文書	144	1															(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別できるため (7条3号) 当該法人の内部に関する情報であり、公にすることにより、迷惑メールが送信される等、業務に支障が生じるため (7条4号) 公にすることにより、偽造等犯罪防止に支障を及ぼすおそれがあると認められることにつき相当の理由がある情報であるため	生活文化局都民生活部管理法人課
2	R2. 10. 23	R2. 11. 6	26生私行第〇〇号					1												当該公文書は保存期間が3年の公文書であるため、現に保有しておらず存在しない。	生活文化局私学部私学行政課
3	R2. 10. 26	R2. 11. 9	〇〇によるサケの稚魚の放流について、〇〇からの申請に係る文書、東京都が許可したことが分かる文書					1												当該公文書は、実施機関において作成及び取得しておらず、存在しないため	生活文化広報広聴部情報公開課
4	R2. 10. 29	R2. 11. 12	特定非営利活動法人〇〇の事業報告書類（平成11年度から平成27年度まで）	329	1															(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別できるため (7条3号) 報酬を受けた期間は、法人の事業活動を行う上での内部管理に属する事項を含み、公にすることにより、法人の業務運営上の地位に支障を及ぼすと認められるため (7条4号) 公にすることにより、偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすため	生活文化局都民生活部管理法人課
5	R2. 10. 27	R2. 11. 13	都内私立高等学校（全日制）の学費の一覧 ①私学部のHPに掲載されているような、学校毎の授業料が分かるデータ（平成17年度～平成22年度） ②中高一貫校で、かつ、高校からの募集を行っていない学校を含むデータ（平成17年度～令和2年度）のうち、平成17年度～平成30年度のデータ					1												①報道発表資料の保存年限は1年未満であり、それに伴う学校毎の授業料等が分かるデータなどの文書についても同様で、現に保有しておらず存在しないため ②文部科学省へ提出する文書の保存年限は1年であり、それに伴う学校毎の授業料等が分かるデータなどの文書についても同様であり、現に保有しておらず存在しないため	生活文化局私学部私学行政課

